

# 社会福祉法人 別 府 会

## 法人役員の報酬および費用弁償に関する規程

第一条 法人役員（理事及び監事）に対する報酬および費用弁償については、この規程の定めるところによる。

第二条 法人役員に対する報酬については、定款に定めるところによる。

第三条 法人役員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、一般職員6級職の者に支給する旅費に相当する額の範囲内において支給する。

第四条 監事監査への出席及び理事会・評議員会における費用弁償は1日につき一万円を超えない範囲において支給する。

附則 この規程は平成30年4月1日より施行する。